

# 福岡県公報

## 目 次

### 告 示 (第613号—第623号)

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| ○県営土地改良事業の換地処分            | (農地計画課) ..... 1 |
| ○県営土地改良事業の換地処分            | (農地計画課) ..... 1 |
| ○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意 | (漁政課) ..... 1   |
| ○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅    | (漁政課) ..... 2   |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等      | (治山課) ..... 2   |
| ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等      | (治山課) ..... 2   |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等   | (治山課) ..... 2   |
| ○県営土地改良事業の換地処分            | (農地計画課) ..... 3 |
| ○卸売業務の廃止の届出               | (生産流通課) ..... 3 |
| ○土地改良事業の工事の完了             | (農地計画課) ..... 3 |
| ○土地改良事業の工事の完了             | (農地計画課) ..... 3 |

### 公 告

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ○都市計画の案に係る公聴会の開催 | (都市計画課) ..... 3 |
| ○平成18年度調理師試験の実施  | (健康対策課) ..... 4 |

### 選挙管理委員会

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| ○政治団体の設立届         | (地方課) ..... 5  |
| ○政治団体の届出事項の異動届    | (地方課) ..... 6  |
| ○政治団体の解散届         | (地方課) ..... 11 |
| ○資金管理団体の指定届       | (地方課) ..... 11 |
| ○資金管理団体の異動の届出     | (地方課) ..... 12 |
| ○資金管理団体の指定の取消等の届出 | (地方課) ..... 14 |

平成18年3月27日

第2513号

### 雑 報

○福岡高速道路のETCシステム使用について

(高速道路対策室) ..... 14

## 告 示

### 福岡県告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

| 換地処分をした地域                     | 換地処分年月日    |
|-------------------------------|------------|
| 豊前市大字岩屋及び大字篠瀬<br>(岩屋地区・第2換地区) | 平成18年3月15日 |

### 福岡県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

| 換地処分をした地域                      | 換地処分年月日    |
|--------------------------------|------------|
| 豊前市大字篠瀬及び大字鳥井畠<br>(岩屋地区・第3換地区) | 平成18年3月15日 |

### 福岡県告示第615号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 久間田加入区

#### 福岡県告示第616号

次の加入区において平成14年3月福岡県告示第470号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成18年3月27日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 久間田加入区

#### 福岡県告示第617号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年6月27日農林水産省告示第1008号（2に係るものに限る。）

#### 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第618号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年5月29日福岡県告示第864号

#### 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第619号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月20日農林水産省告示第1520号（1に係るものに限る。）

#### 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

| 換地処分をした地域                          | 換地処分年月日    |
|------------------------------------|------------|
| 行橋市大字津留、大字真蘿及び大字元永<br>(元永地区・第2換地区) | 平成18年3月15日 |

#### 福岡県告示第621号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2項の規定に基づき、次のように卸売業務廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

| 卸売市場の名称     | 卸売市場の所在地             | 取扱品目の部類 | 卸売業者の名称及び代表者氏名               | 卸売業務の廃止年月日     |
|-------------|----------------------|---------|------------------------------|----------------|
| 大牟田丸果地方卸売市場 | 大牟田市大字草木<br>1148番地の1 | 青果部     | 福岡筑後青果株式会社<br>代表取締役<br>寺本 邦明 | 平成18年<br>2月25日 |

#### 福岡県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

| 土地改良事業の事業主体名  | 土地改良事業の名称        | 施行認可年月日   | 工事完了年月日    |
|---------------|------------------|-----------|------------|
| 貝ノ峯土地改良事業共同施行 | 農地造成事業（嘉穂町貝ノ峯地区） | 平成17年4月5日 | 平成17年7月10日 |

#### 福岡県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

| 土地改良事業の事業主体名    | 土地改良事業の名称    | 施行認可年月日   | 工事完了年月日    |
|-----------------|--------------|-----------|------------|
| 久山町大谷土地改良事業共同施行 | 区画整理事業（大谷地区） | 平成9年7月28日 | 平成16年8月30日 |

## 公 告

#### 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称  
大川都市計画道路1・4・1号大牟田大川線
- 開催の日時及び場所  
(1) 日時

| 平成18年4月20日 午後7時から9時まで                                                                                                                                                                                                                          |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------|--------|--------------|-------------------------------------------------------------|------------|
| (2) 場所                                                                                                                                                                                                                                         |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| 大川市文化センター（大川市大字酒見221-11）                                                                                                                                                                                                                       |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| 3 都市計画の案の概要及び閲覧                                                                                                                                                                                                                                |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| (1) 都市計画の案の概要                                                                                                                                                                                                                                  |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>位置</th> <th>区域(延長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・4・1号大牟田大川線</td> <td>起点 大川市大字坂井字南田<br/>終点 大川市大字大野島字惣吉開<br/>主な経過地 大川市大字大野島字ヲツマ<br/>分</td> <td>約5,760メートル</td> </tr> </tbody> </table> | 路線名                                                         | 位置         | 区域(延長) | 1・4・1号大牟田大川線 | 起点 大川市大字坂井字南田<br>終点 大川市大字大野島字惣吉開<br>主な経過地 大川市大字大野島字ヲツマ<br>分 | 約5,760メートル |
| 路線名                                                                                                                                                                                                                                            | 位置                                                          | 区域(延長)     |        |              |                                                             |            |
| 1・4・1号大牟田大川線                                                                                                                                                                                                                                   | 起点 大川市大字坂井字南田<br>終点 大川市大字大野島字惣吉開<br>主な経過地 大川市大字大野島字ヲツマ<br>分 | 約5,760メートル |        |              |                                                             |            |
| (2) 閲覧                                                                                                                                                                                                                                         |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| 同案については、平成18年3月27日から4月10日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び大川市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。                                                                                                                                                                           |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等                                                                                                                                                                                                                       |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年4月10日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。                                                                                                                                                                           |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。                                                                                                                                                                                                                 |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| 5 公述人の選定及び公述方法                                                                                                                                                                                                                                 |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| 公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。                                                                                                                                                                                 |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| 6 その他                                                                                                                                                                                                                                          |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| (1) 傍聴                                                                                                                                                                                                                                         |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| 公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。                                                                                                                                                        |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| (2) 開催の中止                                                                                                                                                                                                                                      |                                                             |            |        |              |                                                             |            |
| 公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（ <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/</a> ）又は直接問い合わせにより確認すること。                                                                                      |                                                             |            |        |              |                                                             |            |

(3) 問い合わせ先  
この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

## 公告

平成18年度調理師試験を次のように実施する。

平成18年3月27日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

### 2 試験

#### (1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

ア 食文化概論

イ 衛生法規

ウ 公衆衛生学

エ 栄養学

オ 食品学

カ 食品衛生学

キ 調理理論

#### (2) 日時

平成18年7月30日（日曜日）

午後1時から午後3時まで

#### (3) 場所

太宰府市五条3丁目11番25号

第一経済大学

### 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦5センチメートル、横5センチメートルのもの）1枚並びに受験申込手数料6,100円を添えて住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所（ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内保健福祉課保健福祉相談係とし、大牟田市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）に提出すること。福岡県内に住所地又は就業地を有しない者は、直接福岡県保健福祉部健康対策課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「健康対策課」という。）に提出すること。

（ア）学校教育法第47条の規定に該当することを証する書類 1部

（イ）調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、最寄りの保健福祉環境事務所等で交付する。

ウ 受験申込手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込む場合は、必ず書留郵便にすること。

## (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成18年5月29日（月曜日）から6月2日（金曜日）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

受付期間 平成18年2月1日～2月28日

(政党の支部)

| 政治団体の名称                 | 代表者名 | 会計責任者名 | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日      |
|-------------------------|------|--------|--------------------|------------|
| 自由民主党福岡県北九州市戸畠区<br>第二支部 | 後藤俊秀 | 魚住正弘   | 北九州市戸畠区新川町6-19-101 | 平成18年2月22日 |

(1団体)

イ 郵便による受験申込みは、平成18年6月2日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 4 合格者の発表

（1）試験に合格した者の受験番号は、平成18年8月21日（月曜日）に発表する。発表は、保健福祉環境事務所等に掲示して行う。福岡県内に住所地又は就業地を有しない者については健康対策課に掲示する。

（2）合格者に対しては、合格の通知を行う。

## 5 その他

（1）受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は健康対策課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して90円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

（2）出題形式は客観式四肢択一とする。

## 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体から政治団体設立届が提出されたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

(政党以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称            | 代表者名  | 会計責任者名 | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日      |
|--------------------|-------|--------|--------------------|------------|
| 明るい嘉麻市をつくる会        | 松岡正文  | 島田睦男   | 山田市大字上山田1344       | 平成18年2月14日 |
| 大越秀男後援会            | 佐々木高信 | 大越郁子   | うきは市吉井町1316-17     | 平成18年2月14日 |
| 梶原正且後援会            | 和田庸美  | 梶原文明   | 朝倉郡東峰村大字小石原鼓3089-2 | 平成18年2月22日 |
| 神崎聰後援会             | 神崎聰   | 山本徳孝   | 田川郡添田町大字添田1417     | 平成18年2月8日  |
| しんばる善信後援会          | 福田喜吉  | 中嶋道生   | 小郡市小郡1304-2        | 平成18年2月27日 |
| 杉よしくに後援会           | 杉義國   | 山下隆    | うきは市吉井町江南1059-1    | 平成18年2月17日 |
| なるみ圭矢後援会           | 鳴海圭矢  | 後藤春士   | 糟屋郡宇美町桜原2丁目3-9     | 平成18年2月1日  |
| 福田俊雄後援会            | 小野利彦  | 福田繁雄   | 小郡市三沢3914          | 平成18年2月10日 |
| 福智町を考える会           | 木村紀晃  | 神野一郎   | 田川郡赤池町大字赤池1017     | 平成18年2月22日 |
| 福智友好会「住民参画の町創り事務所」 | 吉田桃生  | 辰島誠    | 田川郡金田町大字金田1183     | 平成18年2月22日 |
| みどり福岡              | 荒木龍昇  | 菊川洋亮   | 福岡市早良区有田5丁目17-7    | 平成18年2月17日 |
| 吉崎順一後援会            | 小野安弘  | 吉崎彰    | 鞍手郡若宮町大字原田1867     | 平成18年2月2日  |
| 吉本みのる後援会           | 吉本みのる | 福島キヨ子  | 糟屋郡須恵町大字旅石170-163  | 平成18年2月20日 |

(13団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年2月1日～2月28日

(政党の支部)

| 政治団体の名称              | 異動事項       | 内 容              |                | 異動年月日      | 届出年月日      |
|----------------------|------------|------------------|----------------|------------|------------|
|                      |            | 新                | 旧              |            |            |
| 自由民主党小郡・三井支部         | 会計責任者      | 吉 村 豊 樹          | 平 安 正 知        | 平成18年2月10日 | 平成18年2月13日 |
| 自由民主党鞍手郡支部           | 主たる事務所の所在地 | 宮若市磯光1623        | 鞍手郡宮田町天竺下1丁目   | 平成18年2月27日 | 平成18年2月27日 |
| 自由民主党戸畠支部            | 代表表 者      | 藤 崎 隆 生          | 菅 正 明          | 平成18年2月13日 | 平成18年2月15日 |
| 自由民主党福岡県北九州市八幡西区第四支部 | 主たる事務所の所在地 | 北九州市八幡西区北鷹見町9-10 | 北九州市八幡西区丸尾町3-6 | 平成18年1月30日 | 平成18年2月1日  |
| 自由民主党福岡県第六選挙区支部      | 会計責任者      | 菊 田 俊 和          | 田 中 昭 彦        | 平成18年2月20日 | 平成18年2月27日 |
| 自由民主党福岡県福岡市南区第三支部    | 主たる事務所の所在地 | 福岡市南区井尻4丁目3-49   | 福岡市南区井尻5丁目2-3  | 平成18年2月8日  | 平成18年2月8日  |
| 自由民主党行橋京都支部          | 代表表 者      | 荒 木 樹 弥          | 山 本 幸 三        | 平成18年1月29日 | 平成18年2月3日  |
| 日本共産党福岡県委員会          | 代表表 者      | 岡 野 隆            | 安 広 和 雄        | 平成18年2月12日 | 平成18年2月16日 |
|                      | 会計責任者      | 中 西 紘 二          | 赤 尾 修          |            |            |
| 日本共産党福岡中央・南地区委員会     | 代表表 者      | 立 川 孝 彦          | 堀 内 徹 夫        | 平成18年2月19日 | 平成18年2月21日 |

(9団体)

(政党以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称  | 異動事項       | 内 容                   |                   | 異動年月日      | 届出年月日      |
|----------|------------|-----------------------|-------------------|------------|------------|
|          |            | 新                     | 旧                 |            |            |
| いさやま勝後援会 | 主たる事務所の所在地 | うきは市浮羽町三春555-32       | 浮羽郡浮羽町大字三春555番地32 | 平成17年3月20日 | 平成18年2月24日 |
| 一尾やすし後援会 | 主たる事務所の所在地 | 直方市知古1丁目6-9 サンライズビル1F | 直方市須崎町9番16号       | 平成18年1月28日 | 平成18年2月1日  |

|                         |            |                                        |                                      |             |            |
|-------------------------|------------|----------------------------------------|--------------------------------------|-------------|------------|
| 一 路 の 会                 | 主たる事務所の所在地 | 直方市知古1丁目6-9 サンライズビル1F                  | 直方市須崎町9番16号                          | 平成18年1月28日  | 平成18年2月1日  |
| 稻 永 正 昭 後 援 会           | 主たる事務所の所在地 | 糟屋郡志免町南里1-2-1                          | 糟屋郡志免町大字南里202                        | 平成17年10月8日  | 平成18年2月21日 |
| 稻 永 や す と 後 援 会         | 主たる事務所の所在地 | 糟屋郡志免町南里2-5-28                         | 糟屋郡志免町大字南里240-4                      | 平成17年10月8日  | 平成18年2月13日 |
| 今 井 保 利 後 援 会           | 代 表 者      | 今 井 保 利                                | 竹 石 京 子                              | 平成18年2月24日  | 平成18年2月24日 |
| 大 山 晃 後 援 会             | 主たる事務所の所在地 | 築上郡上毛町大字東下1569-1                       | 築上郡大平村大字東下1569番地1                    | 平成17年10月11日 | 平成18年2月16日 |
| 貝 島 悠 翼 後 援 会           | 代 表 者      | 吉 田 富 士 雄                              | 的 野 功                                | 平成18年2月12日  | 平成18年2月17日 |
| 金 堂 き よ ゆ き 後 援 会       | 主たる事務所の所在地 | 春日市上白水6-50                             | 春日市大字上白水525番地                        | 平成17年11月7日  | 平成18年2月13日 |
| 茅 野 勝 後 援 会             | 主たる事務所の所在地 | 宮若市宮田4488-2                            | 鞍手郡宮田町大字宮田4488番地2                    | 平成18年2月11日  | 平成18年2月21日 |
|                         | 代 表 者      | 高 山 孝 志                                | 茅 野 文 子                              |             |            |
| 九 州 泉 み な と 会           | 主たる事務所の所在地 | 福岡市博多区博多駅東1丁目12-8 加月ビル8階参議院議員泉信也福岡事務所内 | 福岡市博多区博多駅東2丁目9-1 東福第2ビル5階 福岡県港湾建設協会内 | 平成18年2月8日   | 平成18年2月8日  |
| 城 野 き よ し 後 援 会         | 主たる事務所の所在地 | 福津市2881                                | 宗像郡福間町2881                           | 平成17年1月24日  | 平成18年2月27日 |
| 栗 上 光 則 後 援 会           | 主たる事務所の所在地 | 宮若市上大隈573                              | 鞍手郡宮田町大字上大隈573                       | 平成18年2月11日  | 平成18年2月17日 |
| 神 谷 喜 久 雄 後 援 会         | 主たる事務所の所在地 | 宮若市上有木95                               | 鞍手郡宮田町大字上有木95                        | 平成18年2月11日  | 平成18年2月13日 |
| 塩 川 恒 子 後 援 会           | 主たる事務所の所在地 | 宮若市山口220                               | 鞍手郡若宮町大字山口220                        | 平成18年2月11日  | 平成18年2月17日 |
| し ば た 好 輝 後 援 会         | 代 表 者      | 向 田 忠                                  | 熊 井 繁 雄                              | 平成18年2月5日   | 平成18年2月20日 |
| 清 水 安 一 後 援 会           | 主たる事務所の所在地 | 宮若市原田1175-1-2                          | 鞍手郡若宮町大字金生2576                       | 平成18年2月11日  | 平成18年2月14日 |
|                         | 会 計 責 任 者  | 清 水 正 章                                | 安 永 貴 臣                              |             |            |
| 市 民 派 • 北 ば た け 猛 後 援 会 | 主たる事務所の所在地 | 前原市美咲が丘4丁目7-7                          | 前原市前原中央2丁目3-5 盛永ビル1階                 | 平成17年11月1日  | 平成18年2月17日 |
| 下 川 路 勲 後 援 会           | 主たる事務所の所在地 | 遠賀郡岡垣町海老津駅南3丁目4-3                      | 遠賀郡岡垣町大字戸切1037-33                    | 平成17年4月1日   | 平成18年2月23日 |

|            |            |                   |                         |             |            |
|------------|------------|-------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 白石博文後援会    | 代表者        | 白石博文              | 長尾壽郎                    | 平成18年2月1日   | 平成18年2月6日  |
|            | 会計責任者      | 長尾壽郎              | 太田洋                     |             |            |
| 新元会        | 会計責任者      | 原口元子              | 原口劍之                    | 平成18年2月9日   | 平成18年2月9日  |
| 杉よしくに後援会   | 代表者        | 山下隆               | 杉義國                     | 平成18年2月20日  | 平成18年2月20日 |
|            | 会計責任者      | 今村忠則              | 山下隆                     |             |            |
| 須山正光後援会    | 主たる事務所の所在地 | うきは市吉井町橋田104      | 浮羽郡吉井町大字橋田104番地         | 平成17年3月20日  | 平成18年2月28日 |
| 鷹木研一郎後援会   | 主たる事務所の所在地 | 北九州市八幡西区北鷹見町9-10  | 北九州市八幡西区丸尾町3番6号         | 平成18年2月18日  | 平成18年2月21日 |
| 鷹羽会        | 主たる事務所の所在地 | 北九州市八幡西区北鷹見町9-10  | 北九州市八幡西区丸尾町3-6          | 平成17年12月21日 | 平成18年2月21日 |
| 竹下こうじ後援会   | 主たる事務所の所在地 | 久留米市田主丸町秋成330-1   | 浮羽郡田主丸町大字秋成330-1        | 平成17年2月5日   | 平成18年2月27日 |
| 竹下しょうし後援会  | 代表者        | 久末嘉輝              | 谷崎今朝一                   | 平成18年2月1日   | 平成18年2月28日 |
| 塚本かつと後援会   | 主たる事務所の所在地 | 甘木市大字甘木156-1      | 甘木市大字甘木2413-1           | 平成18年2月1日   | 平成18年2月3日  |
| 中島健三後援会    | 主たる事務所の所在地 | 宮若市上大隈450-26      | 鞍手郡宮田町大字上大隈450-26       | 平成18年2月11日  | 平成18年2月14日 |
| 中村さんえ後援会   | 主たる事務所の所在地 | 宮若市宮田200-1        | 鞍手郡宮田町大字宮田200-1         | 平成18年2月11日  | 平成18年2月20日 |
|            | 代表者        | 奥永悦子              | 本多昭二                    | 平成18年2月15日  |            |
| 中村よしおを育てる会 | 主たる事務所の所在地 | 北九州市小倉北区足原2丁目1-39 | 北九州市小倉北区足原1丁目10-36-402号 | 平成17年8月1日   | 平成18年2月10日 |
| 中村よしお後援会   | 主たる事務所の所在地 | 北九州市小倉北区足原2丁目1-39 | 北九州市小倉北区三郎丸3丁目12-12     | 平成17年8月1日   | 平成18年2月10日 |
| 永原じょうじ後援会  | 代表者        | 崎山光               | 永原譲二                    | 平成18年2月3日   | 平成18年2月9日  |
| 成吉あきよし後援会  | 主たる事務所の所在地 | 築上郡築上町大字椎田777-3   | 築上郡椎田町大字椎田777-3         | 平成18年1月10日  | 平成18年2月17日 |
|            | 会計責任者      | 成吉千鶴子             | 椎野淳之亮                   | 平成18年2月17日  |            |
| 野田好記後援会    | 主たる事務所の所在地 | 宮若市宮田64           | 鞍手郡宮田町大字宮田64番地野田アパート1階  | 平成18年2月11日  | 平成18年2月15日 |

|               |            |                                     |                                     |             |            |
|---------------|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 能登原一後援会       | 会計責任者      | 永井泰子                                | 米家武志                                | 平成18年1月31日  | 平成18年2月3日  |
| はまさきとしや後援会    | 主たる事務所の所在地 | 宮若市龍徳133-94                         | 鞍手郡宮田町大字龍徳133-94                    | 平成18年2月11日  | 平成18年2月22日 |
| 原口新五後援会       | 会計責任者      | 原口元子                                | 原口剣之                                | 平成18年2月9日   | 平成18年2月9日  |
| 平田まさのり後援会     | 主たる事務所の所在地 | 福岡市南区高宮1丁目3-29ライオンズマンション高宮第5-601    | 福岡市南区高宮1丁目3-29ライオンズマンション高宮第5-1階     | 平成18年2月14日  | 平成18年2月14日 |
|               | 会計責任者      | 金子克子                                | 三原修                                 |             |            |
| 福岡県民社協会(福岡民社) | 主たる事務所の所在地 | 福岡市博多区綱場町4-11ビルディングシャポー6F UIゼンセン同盟内 | 福岡市中央区赤坂1丁目9-1 フドウ赤坂ビル2F UIゼンセン福岡支部 | 平成18年1月30日  | 平成18年2月13日 |
| 福岡商工連盟        | 主たる事務所の所在地 | 福岡市博多区博多駅前4丁目3-18 3F                | 福岡市博多区博多駅南1丁目8-31                   | 平成18年2月9日   | 平成18年2月15日 |
|               | 会計責任者      | 榎本重孝                                | 辻長英                                 |             |            |
| 別府好幸後援会       | 主たる事務所の所在地 | 久留米市田主丸町野田877-7                     | 浮羽郡田主丸町大字野田877-7                    | 平成17年2月5日   | 平成18年2月17日 |
|               | 代表者        | 別府好幸                                | 田中郁朗                                | 平成17年5月8日   |            |
| 松川公彦後援会       | 主たる事務所の所在地 | 宮若市宮田126                            | 鞍手郡宮田町大字宮田126                       | 平成18年2月11日  | 平成18年2月13日 |
| 道永哲郎まちづくり塾    | 団体名称       | 道永哲郎まちづくり塾                          | 道永哲郎後援会                             | 平成18年2月20日  | 平成18年2月20日 |
| 光安勝憲後援会       | 主たる事務所の所在地 | 久留米市北野町赤司1967-1                     | 三井郡北野町大字赤司1967番地の1                  | 平成17年2月5日   | 平成18年2月7日  |
| 南筑後農政連        | 代表者        | 松本俊介                                | 境公司                                 | 平成17年7月7日   | 平成18年2月24日 |
| 三原しげる後援会      | 主たる事務所の所在地 | 京都郡苅田町神田町1丁目6-3三原第一ビル201            | 京都郡苅田町磯浜町1丁目5-3コーポ三木102             | 平成18年2月10日  | 平成18年2月10日 |
| 安元慶彦後援会       | 主たる事務所の所在地 | 築上郡上毛町大字安雲251                       | 築上郡新吉富村大字安雲251番地                    | 平成17年10月11日 | 平成18年2月9日  |
| 山口剛司後援会       | 主たる事務所の所在地 | 福岡市東区松田3丁目12-27                     | 福岡市東区松田3丁目26-20-104号                | 平成17年12月26日 | 平成18年2月10日 |
| ゆうき弘明後援会      | 会計責任者      | 結城富美子                               | 村山哲彦                                | 平成18年2月10日  | 平成18年2月10日 |
| 横尾武志後援会       | 代表者        | 倉掛満生                                | 小田勇                                 | 平成18年2月28日  | 平成18年2月28日 |

|          |            |                |                   |            |            |
|----------|------------|----------------|-------------------|------------|------------|
| よしい一成後援会 | 主たる事務所の所在地 | うきは市吉井町福永142-3 | 浮羽郡吉井町大字福永142番地の3 | 平成17年3月20日 | 平成18年2月23日 |
|----------|------------|----------------|-------------------|------------|------------|

(52団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第34号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体解散届が提出されたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年2月1日～2月28日

(政党以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称   | 解散年月日       | 届出年月日      |
|-----------|-------------|------------|
| 井生猛志後援会   | 平成17年12月31日 | 平成18年2月23日 |
| 池口由美子後援会  | 平成18年1月31日  | 平成18年2月17日 |
| えとう邦弘後援会  | 平成18年2月20日  | 平成18年2月27日 |
| 金田町合併推進の会 | 平成18年2月14日  | 平成18年2月14日 |
| 河辺正志後援会   | 平成17年12月31日 | 平成18年2月28日 |
| しのはら俊二後援会 | 平成18年2月17日  | 平成18年2月17日 |
| 清水文博後援会   | 平成18年2月17日  | 平成18年2月17日 |
| 鷹羽会       | 平成18年1月31日  | 平成18年2月21日 |
| 鳥井譲二後援会   | 平成18年2月25日  | 平成18年2月27日 |
| 西村健志郎後援会  | 平成18年2月23日  | 平成18年2月27日 |
| 松岡ひろあき後援会 | 平成18年2月12日  | 平成18年2月24日 |

|                              |             |            |
|------------------------------|-------------|------------|
| 松永成行後援会                      | 平成17年12月31日 | 平成18年2月8日  |
| 松友会                          | 平成17年12月31日 | 平成18年2月8日  |
| やすなり恵子後援会                    | 平成18年2月24日  | 平成18年2月24日 |
| 吉田桃生後援会                      | 平成18年2月14日  | 平成18年2月14日 |
| 吉田ももお七十石後援会                  | 平成18年2月14日  | 平成18年2月14日 |
| 吉田ももお町部後援会                   | 平成18年2月14日  | 平成18年2月14日 |
| 吉田ももお人見後援会                   | 平成18年2月14日  | 平成18年2月14日 |
| 吉田ももお平原後援会                   | 平成18年2月14日  | 平成18年2月20日 |
| 四塚政経研究会                      | 平成18年2月21日  | 平成18年2月21日 |
| (平成16年法17条2項適用団体)<br>村上知已後援会 | 平成16年4月1日   | 平成18年2月24日 |

(21団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第35号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年2月1日～2月28日

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称  | 主たる事務所の所在地            | 代表者の氏名 | 指定年月日      | 届出年月日      |
|------------------|----------|------------|-----------------------|--------|------------|------------|
| 神崎 聰             | 福岡県議会議員  | 神崎 聰後援会    | 田川郡添田町大字添田1417        | 神崎 聰   | 平成18年2月8日  | 平成18年2月8日  |
| 白石 博文            | 方城町長     | 白石博文後援会    | 田川郡方城町大字伊方2615-2      | 白石博文   | 平成18年2月6日  | 平成18年2月6日  |
| 杉義國              | うきは市議会議員 | 杉よしくに後援会   | うきは市吉井町江南1059-1       | 杉義國    | 平成18年2月17日 | 平成18年2月17日 |
| 浜崎 稔哉            | 宮若市議会議員  | はまさきとしや後援会 | 宮若市龍徳133-94           | 浜崎 稔哉  | 平成18年2月15日 | 平成18年2月22日 |
| 山田 勝智            | 福岡県議会議員  | 山田勝智後援会    | 宗像市東郷2丁目1-43 桜井ビル201号 | 山田 勝智  | 平成18年2月21日 | 平成18年2月21日 |

(5団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により

受付期間 平成18年2月1日～2月28日

次のとおり告示する。

平成18年3月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

| 資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 内 容                   |                   | 異動年月日      | 届出年月日      |
|-------------------------|---------|-----------|------------|-----------------------|-------------------|------------|------------|
|                         |         |           |            | 新                     | 旧                 |            |            |
| 一尾泰嗣                    | 福岡県議会議員 | 一路の会      | 主たる事務所の所在地 | 直方市知古1丁目6-9 サンライズビル1F | 直方市須崎町9番16号       | 平成18年1月28日 | 平成18年2月1日  |
| 稻永康人                    | 志免町議会議員 | 稻永やすと後援会  | 主たる事務所の所在地 | 糟屋郡志免町南里2-5-28        | 糟屋郡志免町大字南里240-4   | 平成17年10月8日 | 平成18年2月13日 |
| 梅田美代子                   | 筑前町議会議員 | 梅田美代子後援会  | 主たる事務所の所在地 | 朝倉郡筑前町東小田3530-2       | 朝倉郡夜須町大字東小田3530-2 | 平成17年3月22日 | 平成18年2月3日  |
|                         |         |           | 公職区分       | 筑前町議会議員               | 夜須町議会議員           |            |            |

|         |           |              |            |                                      |                                     |             |            |
|---------|-----------|--------------|------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 金 堂 清 之 | 春日市議会議員   | 金堂きよゆき後援会    | 主たる事務所の所在地 | 春日市上白水6-50                           | 春日市大字上白水525番地                       | 平成17年11月7日  | 平成18年2月13日 |
| 神 谷 喜久雄 | 宮若市議会議員   | 神谷喜久雄後援会     | 主たる事務所の所在地 | 宮若市上有木95                             | 鞍手郡宮田町大字上有木95                       | 平成18年2月11日  | 平成18年2月13日 |
|         |           |              | 公 職 区 分    | 宮 若 市 議 会 議 員                        | 宮 田 町 議 会 議 員                       |             |            |
| 北 畠 猛   | 前 原 市 長   | 市民派・北ばたけ猛後援会 | 主たる事務所の所在地 | 前原市美咲が丘4丁目7-7                        | 前原市前原中央2丁目3-5<br>盛永ビル1階             | 平成17年11月1日  | 平成18年2月17日 |
| 下川路 熱   | 岡垣町議会議員   | 下川路熱後援会      | 主たる事務所の所在地 | 遠賀郡岡垣町海老津駅南3丁目4-3                    | 遠賀郡岡垣町大字戸切1037-33                   | 平成17年4月1日   | 平成18年2月23日 |
| 須 山 正 光 | うきは市議会議員  | 須山正光後援会      | 主たる事務所の所在地 | うきは市吉井町橋田104                         | 浮羽郡吉井町大字橋田104番地                     | 平成17年3月20日  | 平成18年2月28日 |
|         |           |              | 公 職 区 分    | う き は 市 議 会 議 員                      | 吉 井 町 議 会 議 員                       |             |            |
| 竹 下 弘 二 | 久留米市議会議員  | 竹下こうじ後援会     | 主たる事務所の所在地 | 久留米市田主丸町秋成330-1                      | 浮羽郡田主丸町大字秋成330-1                    | 平成17年2月5日   | 平成18年2月27日 |
|         |           |              | 公 職 区 分    | 久 留 米 市 議 会 議 員                      | 田 主 丸 町 議 会 議 員                     |             |            |
| 中 村 義 雄 | 北九州市議会議員  | 中村よしおを育てる会   | 主たる事務所の所在地 | 北九州市小倉北区足原2丁目1-39                    | 北九州市小倉北区足原1丁目10-36-402号             | 平成17年8月1日   | 平成18年2月10日 |
| 橋 口 晓 美 | 久留米市議会議員  | 橋口晓美後援会      | 公 職 区 分    | 久 留 米 市 議 会 議 員                      | 城 島 町 議 会 議 員                       | 平成17年2月5日   | 平成18年1月27日 |
| 平 田 正 源 | 衆 議 院 議 員 | 平田まさのり後援会    | 主たる事務所の所在地 | 福岡市南区高宮1丁目3-29<br>ライオンズマンション高宮第5-601 | 福岡市南区高宮1丁目3-29<br>ライオンズマンション高宮第5-1階 | 平成18年2月14日  | 平成18年2月14日 |
| 松 川 公 彦 | 宮 若 市 長   | 松川公彦後援会      | 主たる事務所の所在地 | 宮若市宮田126                             | 鞍手郡宮田町大字宮田126                       | 平成18年2月11日  | 平成18年2月13日 |
|         |           |              | 公 職 区 分    | 宮 若 市 長                              | 宮 田 町 長                             |             |            |
| 安 元 慶 彦 | 上毛町議会議員   | 安元慶彦後援会      | 主たる事務所の所在地 | 築上郡上毛町大字安雲251                        | 築上郡新吉富村大字安雲251番地                    | 平成17年10月11日 | 平成18年2月9日  |
|         |           |              | 公 職 区 分    | 上 毛 町 議 会 議 員                        | 新 吉 富 村 議 会 議 員                     |             |            |

|          |         |               |            |                 |                          |             |            |
|----------|---------|---------------|------------|-----------------|--------------------------|-------------|------------|
| 山 口 �剛 司 | 福岡市議会議員 | 山 口 剛 司 後 援 会 | 主たる事務所の所在地 | 福岡市東区松田3丁目12-27 | 福岡市東区松田3丁目26-20<br>-104号 | 平成17年12月26日 | 平成18年2月10日 |
|----------|---------|---------------|------------|-----------------|--------------------------|-------------|------------|

(15団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

受付期間 平成18年2月1日～2月28日

法第19条第3項第1号による届出

平成18年3月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

| 資金管理団体取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称 | 代表者の氏名 | 取消年月日       | 届出年月日      |
|--------------------|----------|-----------|--------|-------------|------------|
| 江頭邦弘               | 参議院議員    | えとう邦弘後援会  | 江頭邦弘   | 平成18年2月20日  | 平成18年2月27日 |
| 杉義國                | うきは市議会議員 | 杉よしく述べ後援会 | 杉義國    | 平成18年2月20日  | 平成18年2月20日 |
| 鳥井譲二               | 山田市議会議員  | 鳥井譲二後援会   | 鳥井譲二   | 平成18年2月25日  | 平成18年2月27日 |
| 永原譲二               | 大任町長     | 永原じょうじ後援会 | 永原譲二   | 平成18年2月1日   | 平成18年2月9日  |
| 西村健志郎              | 衆議院議員    | 西村健志郎後援会  | 西村健志郎  | 平成18年2月23日  | 平成18年2月27日 |
| 松永成行               | 福岡県議会議員  | 松永成行後援会   | 松永成行   | 平成17年12月31日 | 平成18年2月8日  |
| 山田勝智               | 福岡県議会議員  | 四塚政経研究会   | 山田勝智   | 平成18年2月20日  | 平成18年2月21日 |

(7団体)

## 雑報

## 福岡北九州高速道路公社公告第14号

福岡北九州高速道路公社は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第2条第1

項の規定に基づき、有料道路自動料金システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第5項に規定する料金の徴収を行うことを次のとおり公告する。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収のうち、ETCコーポレートカード（省

令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」という。）第2条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）及びETCパーソナルカード（ETCシステム利用規程第2条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）を利用した料金の徴収は、西日本高速道路株式会社に委任する。

平成18年3月27日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田 中 康 順

1 ETCシステムを新たに使用する料金所名

名島料金所、貝塚料金所、箱崎料金所、東浜東料金所、東浜西料金所、築港料金所、天神北料金所、西公園料金所、百道東料金所、百道西料金所、愛宕料金所、姪浜料金所、石丸料金所、福岡西料金所、呉服町料金所、千代料金所、博多駅東料金所、榎田料金所、半道橋料金所、月隈料金所、金の隈料金所、大野城料金所、水城料金所、空港通料金所、松島料金所、多の津料金所、柏屋料金所、西月隈料金所、板付料金所、野多目東料金所、野多目西料金所及び堤東料金所

2 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時

平成18年4月1日前0時～

3 ETCシステム利用規程

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成17年10月1日実施）による。

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋六一  
福岡市東区箱崎六丁目六番四  
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)